

個人事業是正推進協会 会員規定

第 1 条 (目的)

この規定は、一般社団法人個人事業是正推進協会（以下「本会」という。）定款第 3 章の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (入会)

1. 本会の会員になろうとするものは、所定の会員登録シートの提出、または当協会ホームページ内より申し込まなければならない。
2. 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。
 - (1) 本会の目的に賛同し、定款の規定に該当するものであること。
 - (2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
3. 理事会において入会の可否を決定したときは、所定の会員登録連絡書により、入会申込者に通知しなければならない。
4. 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

第 3 条 (会員種別)

本会の会員は、下記の通りとする。

1. 法人・団体・個人正会員：本会の目的に賛同し定款の規定により入会した法人又は団体で本会の社員となる。
2. 法人・団体・個人準会員：本会の目的に賛同し、その事業等に賛助し活用するため入会した前号(1)に該当しない法人又は団体又は個人で本会の社員とはならない。

第 4 条 (入会金及び会費)

入会者は、登録した月の末日までに入会金及び会費を支払わなければならない。

入会金及び会費は以下とする。

1. 入会金

入会金は以下とする。

(1) 正会員 5万円 (税別)

退会する場合の入会金の返還は行なわない。

2. 会費

月会費は以下とする。

(1) 正会員 5千円

毎月の会費は当月会費の 2 か月前の末日までに納付するものとする。なお、退会する場合の会費の返還は行なわない。

第 5 条（登録変更及び退会）

会員登録情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の会員登録変更届を提出しなければならない。また、本会を退会するものは、手続きのため退会 3 か月前までに当協会に申し出なければならない。

第 6 条（責務及び紛争）

当協会が紹介した士業顧問と会員の間を生ずる責務、紛争に関し、協会は一切の責を負わないものとする。

第 7 条（変更）

この規定は、定款第 13 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。